

令和7年度「山梨県介護の魅力 優良職員表彰」応募に関するQ&A

Q 1 今年採用2年目の介護職員ですが、「優良介護職員賞」の対象となりますか。

A 1 対象となります。

「実施要綱」第4条にあるとおり「入職から1年以上経過している介護職員」の方は問題ありません。むしろ、若手介護職員の皆様には、積極的に応募いただきたいと思えます。

Q 2 介護職員としては10年のキャリアがあるのですが、今まで勤務していた施設を辞め、今年の7月に開所した介護保険施設（事業所）に入職しました。この場合、「優良介護職員賞」の対象となりますか。

A 2 対象となります。

今年7月に開所した施設（事業所）に勤務する「介護職員」の方が、介護職員として従事した期間が通算して1年以上経過していれば対象となります。

Q 3 現在、「生活相談員」なのですが、もともとは「介護職員」として従事しておりました。この場合、「優良介護職員賞」の対象となりますか。

A 3 今回の「優良介護職員賞」は「介護職員」の方を対象とした表彰ですので、看護職やリハ職など他の職種の方は対象となりませんが、「介護職員」として従事した期間が通算して1年以上あり、現在、介護に従事されている「生活相談員」の方は対象となります。

Q 4 「奨励賞」は「優良介護職員賞」とは別に応募が必要ですか。

A 4 奨励賞は優良介護職員賞に応募された職員から選考するため、特別な応募は不要です。また奨励賞のみの応募はできません。

御不明な点がある場合は、山梨県健康長寿推進課（055-223-1455）まで、お問い合わせください。